

高松市立塩江中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であるという認識に立ち、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる。

そこで、生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、市教育委員会・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、以下に定める基本的な方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察と連携した対応を取る。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。また、生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

(2) いじめの早期発見

日頃から、学校、市教委、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を基盤として連携し、ささいな兆候であっても、生徒が示す変化を見逃さないようにする。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

(3) いじめへの早期対応

- ①いじめを認知した場合には、教育的配慮の下、速やかに対応する。
- ②いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う。
- ③教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。

(4) 教職員の資質能力の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の配置・活用等に努める。

(5) 家庭や地域社会との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

(6) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。

(7) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

いじめの防止等のために実施すべき対策

(1) いじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を設置する。校長、教頭、生徒指導主事、学年団教員、教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで組織し、月1回程度に開催する。必要に応じて関係機関を含め、関係者の参加を依頼し、いじめ防止対策委員会を開催することもある。

(2) いじめの未然防止

①お互いの人格を尊重し合える態度の育成

生徒の自己有用感を高める取組と、他人の人格を尊重する意識と態度を育成する取組により、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある、温かい学級集団づくりに努める。

②道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育及び体験活動等を推進する。

③生徒の主体的な活動

道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

④保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。また、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

⑥特に配慮が必要な生徒への対応

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を積極的に行う。

⑦関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。特に地域社会との連携については、PTA・地域等とも連携し、「あいさつ運動」などの取組の機会を積極的に活用する。

(3) いじめの早期発見のための措置

①日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、生徒との緊密な関係づくりとともに、教職員と生徒・保護者との日々の学校生活についてやりとりをする「じぶんログ」等を活用して、学校生活や友人関係等の把握に努める。

②アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、生徒に対して定期的に教育相談アンケート調査(6月・11月・2月)を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。アンケートの結果は、事実関係等の必要な情報を保護者に適切に提供する。アンケート調査においては、学校(教育相談担当教員)で一括して卒業するまで保管する。また、いじめに係る情報や指導の経緯などを適切に記録しておく。重大事態の調査に関する記録は、5年間保存する。

③相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、状況に応じて教育相談窓口等の情報の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。周知に当たっては、いじめ解決につながった事例を示すなど、生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

④生徒からの相談に対する迅速な対応

生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとって多大な勇気を要することであることを理解し、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応する。

⑤保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

(4) いじめに対する措置

①いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告する。

②速やかに関係生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。

③早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。

④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、教育的な配慮や被害生徒及び保護者の意向を考慮した上で所轄の警察署と連携し、適切に対処する。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは以下のことである。

- ① いじめに係る行為が止んで少なくとも3ヶ月の期間が継続していること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、解消している状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察するように努める。

(6) 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

(7) 学校評価における留意事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付ける。学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価する。また、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

第3 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに市教育委員会学校教育課に相談する。また、学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等プライバシーに十分留意して行う。

調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。

調査によって確認された事実関係等は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、いじめの防止等が機能的かつ組織的に推進できるよう、必要に応じて見直しを行う。

平成30年4月改訂

令和 2年3月改訂

令和 3年2月改訂

令和 4年2月改訂

令和 5年2月改訂